

新型コロナウイルス感染症の影響により労働保険料等の納付が困難な事業主の皆様へ

申請による換価の猶予

労働保険料等を一時に納付することが困難となった場合で、要件の全てに該当するときは、換価の猶予が認められます。

換価の猶予が認められると、

- ① 猶予された金額を猶予期間中の各月に分割して納付することになります。
- ② 猶予期間中の延滞金が免除されます。
- ③ 必要があると認められる場合には、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えが猶予又は解除されます。

猶予の要件

次の全ての申請要件に該当すること

- ① 労働保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあると認められること
 - ② 労働保険料等の納付について誠実な意思を有すると認められること
 - ③ 納付すべき労働保険料等の納期限から6か月以内に申請されていること
 - ④ 換価の猶予を受けようとする労働保険料等のほかに滞納又は延滞金がないこと
- ※ 原則として、**担保の提供は不要**です（担保の提供が明らかに可能な場合を除きます。）。

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、**1年の範囲内（※）**で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く労働保険料等を完納することができると認められる期間に限られます。

※ 猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

申請方法

- ① 管轄の都道府県労働局に「労働保険料等換価猶予申請書」を提出する必要があります。
- ② 「労働保険料等換価猶予申請書」に添付する書類
○財産収支状況書（猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は「財産収支状況書」に代えて「財産目録」及び「収支の明細書」が必要）
- ③ 納付困難となった労働保険料等の納期限から6か月以内に申請する必要があります。

※ 2か月程度の際に国税、地方税及び厚生年金保険料等の猶予申請をされた場合、その際の申請書や財産収支状況書等の写しを添付することで、一部の記載や書類の添付が省略できます。

通常の納付の猶予

労働保険料等を一時に納付することが困難となった場合、一定の要件に該当するときは、納付の猶予が認められます。

納付の猶予が認められると、

- ① 猶予された金額を猶予期間中に分割して納付することができます。
- ② 猶予期間中の延滞金が免除されます。
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

猶予の要件

- ① 次のいずれかに該当する事実があること
 - ・ 財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと
 - ・ 事業主又はその生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
 - ・ 事業を廃止し、又は休業したこと
 - ・ その事業につき著しい損失を受けたこと
 - ※「著しい損失」とは、申請前の1年間において、その前年の利益額の2分の1を超える損失（赤字）を生じた場合をいいます。
 - ・ 上記に類する事実があった場合には、都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください
 - ② ①の該当事実により、納付すべき労働保険料等を一時に納付することができないと認められること
 - ③ 申請書が提出されていること
- ※ 原則として、担保の提供は不要です（担保の提供が明らかに可能な場合を除きます。）。

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、**1年の範囲内**（※）で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く労働保険料等を完納することができると認められる期間に限られます。

※ 猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

申請方法

- ① **管轄の都道府県労働局に「労働保険料等納付猶予申請書」を提出**する必要があります。
- ② 「労働保険料等納付猶予申請書」に添付する書類
 - 財産収支状況書（猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は「財産収支状況書」に代えて「財産目録」及び「収支の明細書」が必要）
 - 猶予該当事実を証する書類（罹災証明書、医師による診断書、廃業届 など）
- ③ 猶予に該当する**事実発生後、猶予を受けようとする期間より前に**申請する必要があります。

※ 2か月程度の際に国税、地方税及び厚生年金保険料等の猶予申請をされた場合、その際の申請書や財産収支状況書等の写しを添付することで、一部の記載や書類の添付が省略できます。